

令和3年度「冬の労災をなくそう運動」実施要領

山形労働局

1 趣 旨

積雪寒冷地である山形県は、冬期間、低温や降雪、強い季節風等により、凍結や積雪による転倒災害や交通労働災害、雪下ろし作業中の屋根等からの墜落災害等、冬期特有の労働災害(以下「冬期型災害」という。)が多発することから、年末年始のあわただしさも重なる冬期間において、「山形ゼロ災3か月運動」、各労働災害防止団体が提唱する「年末年始無災害運動」と相まって、「冬の労災をなくそう運動」を展開し、冬期型災害を大幅に減少させるための取組を行うものである。

2 実施期間

令和3年12月15日から令和4年2月15日まで

3 スローガン

冬場に多い「転倒災害」 みんなで備える「冬期災害」

4 主 唱

山形労働局 ・ 各労働基準監督署

5 協力者

○山形県労働災害防止団体連絡協議会

((一社) 山形県労働基準協会連合会、建設業労働災害防止協会山形県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山形県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会山形県支部、(公社) 建設荷役車両安全技術協会山形県支部、(公社) ボイラ・クレーン安全協会山形事務所、山形県ボイラー工業協会、(一社) 山形県溶接協会、山形県建設労働組合連合会、独立行政法人労働者健康安全機構山形産業保健総合支援センター)

○港湾貨物運送事業労働災害防止協会東北総支部山形県支部

○各地区労働基準協会

6 実施者

各事業場

7 主唱者の実施事項

- ① 本運動を効果的に推進するため、協力者に対し下記8の事項を依頼するとともに、関係行政機関、各種団体、公共交通機関等に本運動の実施について周知等を要請する。
- ② 広く県民に周知するため、ポスター、チラシなどを作成し、関係者等に、その掲示等を依頼する。
- ③ 新聞等の報道機関及び団体機関紙等を活用した広報活動を行う。
- ④ 朝の通勤時間帯を中心にラジオCM等で、本運動の周知を図る。
- ⑤ 本運動の積極的かつ自主的な取組を促すため、安全パトロールを実施する。
- ⑥ 労働災害防止団体等が行う安全パトロール、安全講習会等に対して必要な指導・援助を行う。
- ⑦ 運動期間中、ホームページを活用し、事業場の本運動の取組例、降雪の状況や労働災害発生状況等について、適宜、情報発信を行い、広く周知広報を行う。
- ⑧ 特に冬期間に多く発生する転倒災害の防止を図るため、転倒災害防止キャラクター「てんとうぼうしくん」を活用する等により転倒による災害防止について意識の醸成を図る。

8 協力者への依頼

主唱者は、次の事項を協力者に依頼する。

- ① 会員事業場への本運動の実施についての周知啓発。
- ② 会員事業場における自主的な安全活動の取組等を促進するため、実施期間中に会員事業場が行う安全パトロール、安全講習会等の実施支援。
- ③ 会員事業場が実施する冬期型災害防止の取組への指導・援助。

9 実施者（事業場）の実施事項

次の事項を重点に冬期型災害の防止に取り組むこと。

令和3年度「冬の労災をなくそう運動」安全点検表を参考に、自主的に点検を行い、点検結果に基づく対策を講じて下さい。

(1) 重点実施事項

ア 過去に冬期型災害が発生した場所、凍結・融雪を繰り返す建屋等の東側・南側、風雪等による積雪が多く、雪が凍結している建屋等の北側・西側等の屋外通路や駐車場で特に滑りやすい状態になると考えられる場所（転倒のおそれがある場所）を降雪期前に予め把握すること。

転倒のおそれのある場所（危険な場所や状態）の例

レベル1：あまり滑らない場所や状態（乾燥・湿潤・積雪・シャーベット）

レベル2：滑りやすい場所や状態（凍結）

レベル3：非常に滑りやすい場所や状態（凍結：つるつる路面・ブラックアイス）

イ アを元に、把握した危険性のある場所（危険な場所や状態）やその対策（注意喚起の表示や危険防止対策）を可視化（「見える化」【仮称 つるつるマップ】）することで、関係労働者に注意を喚起すること。

危険性のある場所（危険な場所や状態）の「見える化」例

つるつるマップ

レベル1～レベル3に応じた対策を講じ、レベル1に近づく対策を実施する。

ウ 労働者出入口に、ポスターや降雪量・最低気温等の「天気予報」等の気象情報、つるつるマップを掲示し、労働者に注意を喚起すること。（運動ポスターやマップ等の掲示）

エ 労働者の通勤時間帯の前に、必要に応じ屋外通路の除雪、融雪剤の散布等を行い、安全に歩行出来る通路を確保し表示すること。

オ 屋外及び屋外に通じる階段には滑り止めを設けるとともに除雪・凍結防止を図ること。

(2) その他の実施事項

ア 転倒しにくい作業方法の徹底

(ア) 凍結した路面等では「すべりにくい歩き方」と「つまづきにくい歩き方」（すり足、小股歩き等）の励行を指導すること。

(イ) 上着やズボンなどのポケットに手を入れたまま歩行しないよう指導すること。

また、歩行中は、携帯電話等を使用させないこと。（歩きスマホの禁止）

(ウ) 労働者に滑りにくい履物の着用の徹底や滑り防止用アタッチメントの使用を励行するよう指導すること。

また、底のすり減った履物は交換し、労働者が通勤時等に使用する靴についても滑りにくい履物を着用するよう指導すること。

(エ) 凍結した路面、除雪機械通過後の滑りやすい路面等では、荷物を担いだり、手に持って運搬しないよう運搬方法や作業方法の見直しを行うこと。

イ 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

凍結のおそれのある屋内の通路、作業場には、温風機の設置等凍結防止策を講じること。

ウ 中高年層労働者対策

50歳以上の労働者に対して、運動機能の低下等により転倒等の危険性が特に高くなっていることを周知し、注意を呼び掛けること。

エ 気象情報の活用によるリスク低減の実施

(ア) 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制を構築すること。

(イ) 警報・注意報発令時などに関する対応マニュアルを作成して、関係者に周知すること。

(ウ) 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直しを行うこと。

オ 屋外作業における対策の実施

(ア) 大雪や吹雪等の悪天候時には極力作業を行わないこと。

(イ) 建設機械等の運転席に暖房を設置すること。また、常時連絡できる無線機等を備え付けること。

(ウ) 作業通路には、路肩にポール等の標識を設置すること。

(エ) 誘導者には、建設機械等の運転者が容易に認識できる色彩の服装をさせ、旗等を持たせること。

カ 交通労働災害防止対策の徹底

(ア) 冬期用タイヤは早めに装着するとともに、磨耗状況の点検を随時実施すること。また、路面の状況に応じて、タイヤチェーンを使用すること。

(イ) 所要時間、制限速度等は天候を考慮して無理のない運転計画を立てること。

(ウ) 「冬道の安全運転5則」(山形県警察本部「交通安全のしおり」)に基づく運転に努めること。

冬道の安全運転5則

- ・スピードは、夏場より10キロ以上減速して走行する。
- ・車間距離は、路面乾燥時の2倍以上とする。
- ・急ブレーキ、急ハンドル、急加速等の急激な操作を避ける。
- ・視界不良時は、前方をよく見て早めに徐行する。
- ・危険がいっぱい、追い越しはしない。

(エ) 自動車の乗降時は、足元の凍結・積雪状況を確認すること。

キ 雪下ろし・除雪作業等における安全対策の実施

(ア) 予め作業場所の状況を確認し、作業手順を定め、関係者に周知すること。

(イ) 親綱等を設け、要求性能墜落制止用器具を確実に使用すること。

(ウ) 保護帽（墜落時保護用）を必ず着用すること。

(エ) 昇降用はしごは積雪より高くなるよう充分な長さのものを使用し、転倒しないよう上部を固定すること。

(オ) 複数で作業を行うこととし、上下同時作業を行わない。また、合図を徹底すること。

(カ) 軒先からの落雪のおそれのある場所は、立入り禁止措置を行うこと。

(キ) 除雪用機械等による除排雪を行うときは、あらかじめ、作業計画を定め、関係者に周知すること。

(ク) 除雪用機械等による除排雪を行うときは、合図等による接触防止措置を徹底すること。

(ケ) 除雪用機械に雪や氷が詰まったときは、動力を停止しブレード等の回転が停止したことを確認してから対処すること。

運転を再開する際は、周囲に労働者がいる場合、除雪用機械の運転席から見える位置に退避させ、運転開始の合図を確実に言い、除雪用機械との接触防止措置を講じること。

(コ) 除雪用機械の移送をするため、貨物自動車等に積卸しを行うときは、除雪用機械が荷台から転倒・転落しないよう措置を講じること。

ク 一酸化炭素等の中毒予防対策

(ア) 自然換気が不十分な場所では、原則として内燃機関、練炭コンロ等を使用しないこと。

(イ) やむを得ず内燃機関、練炭コンロ等を使用する場合は、一酸化炭素濃度の測定、継続的な換気等、一酸化炭素中毒防止のためのガイドライン等に沿った対策を行うこと。

(ウ) 燃烧式暖房器具を使用する場合は、換気を徹底すること。

ケ 雪崩災害防止対策の徹底

(ア) 作業場所及びその周辺の積雪の状況に応じて、雪崩発生危険性について事前に調査を行うこと。

(イ) 気象情報に十分注意し、大雪や大雨、気温の上昇等急激な天候の変化の直後は作業を行わないこと。

(ウ) 過去に雪崩が発生した場所等では、監視人を置き、積雪面を観察すること。

(エ) 救助と蘇生の方法について周知すること。

(オ) その他、山形労働局版「雪崩災害防止対策要領」(平成13年11月)によること。

10 冬期型災害の傾向

冬期型災害の傾向をみると、以下のとおりとなっている。

- ① 事故の型別では、積雪や凍結による「転倒災害」が最も多く、凍結路面でのスリップ等による「交通労働災害」、雪下ろし作業時の「墜落・転落災害」が発生している。
- ② 転倒時、咄嗟の行動で手を地面につくため、手首の骨折や療養が長引くときがある。
- ③ 時間帯別では、朝の通勤時間帯である7時台から9時台、また、気温が上昇する前である午前中に発生している。
- ④ 年代別では、50代以上の被災者が多く発生している。
- ⑤ 男女別では、男性が女性より多く発生している。

11 今冬の天候の見通し

気象庁仙台管区气象台発表(9月24日発表)による東北地方3か月(10月から12月までの気候見通し)予報では、向こう3か月の出現の可能性が最も大きい気候と特徴のある気温、降水量等の確率は以下のとおりとなっている。

11月の東北日本海側では、平年と同様に曇りや雪または雨の日が多い見込みである。

12月の東北日本海側では、平年と同様に曇りや雪または雨の日が多い見込みである。

12 参考

「冬の労災をなくそう運動」実施要領のみならず、冬期災害を防止するため、いろいろな取組を活用し、冬期型労働災害を防止しましょう。

【例】

- 転ばないコツをおしえます
「札幌発!ふゆ道を安全に快適に歩くための総合情報サイト」
- 首相官邸ホームページ
「雪害では、どのような災害がおこるのか」

転倒の原因と対策

「つまづく」原因は、自分が無意識で行っている歩行時、段差や傾斜に応じた、つま先が十分に上がっていないこと

「すべる」原因は、自分が無意識で行っている歩行時、かかとから着地した際、足裏と、つま先に十分体重が掛かっていないこと

歩幅を狭め、片方の靴の裏全体を着地した後に、もう片方の足を進める歩き方意識して、交互の足の進みを確認すること

参考

労働安全衛生法労働安全衛生規則第542条「屋内に設ける通路」

事業者は、屋内に設ける通路については、次に定めるところによらなければならない。

- 一 用途に応じた幅を有すること。
- 二 通路面は、つまずき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持すること。
- 三 通路面から高さ1.8メートル以内に障害物を置かないこと。

労働安全衛生法労働安全衛生規則第544条「作業場の床面」

事業者は、作業場の床面については、つまずき、すべり等の危険のないものとし、かつ、これを安全な状態に保持しなければならない。

令和3年度「冬の労災をなくそう運動」安全点検表
(運送業)

令和3年度「冬の労災をなくそう運動」実施要領9実施者（事業場）の実施事項に基づき、安全点検表に基づき、点検を実施してください。

	点 検 項 目	点検結果	備考
啓 発 活 動	「冬の労災をなくそう運動」について労働者に対し、周知していますか		
	冬期特有災害を防止するための「ヒヤリ・ハットマップ」（つるつるマップ）を作成する等、冬期特有災害に係るリスクアセスメントを行っていますか		
	冬期特有災害を防止するための注意喚起（ポスター等）は、社員用出入口等、災害が発生する可能性のある場所周辺に行っていますか		
転 倒 対 策	社員用出入口等の転倒災害が発生しやすい場所には、マット等を敷く等、転倒災害を防止する措置を講じていますか		
	事業場内（駐車場を含む）の通路等は、歩行及び車の乗降が安全に出来るよう除排雪・融雪を行う等の転倒防止対策を行っていますか		
	労働者に、屋外で滑りにくい靴等を使用するよう指導していますか		
運 転 時 対 策	点呼時、運転者の健康状態を把握していますか		
	点呼時、気象状況・積雪量・凍結しやすい場所・路面状況を運転者に伝達していますか		
	車両等の定期整備・運行前点検を確実に実施していますか		
	タイヤチェーンの装着を早めに行うよう指導していますか		
	運行計画は、「改善基準」を遵守していますか		
	長時間の通行止めになった場合の対策（連絡・食料）を指導していますか		
	冬道の安全運転5則の周知を図っていますか		
荷 役 作 業 時 対 策	帰着後、運転日報・タコグラフ等の内容の確認を行っていますか		
	荷主先で荷役作業を行うときは、あらかじめ、作業の方法等について、荷主と打ち合わせを行っていますか		
	荷役作業時、保護帽の着用させていますか		
	車両系荷役運搬機械による作業を行う際は、作業指揮者・作業計画を定めていますか		
	荷台の除雪作業を行うときは、転倒防止措置を講じていますか		
	ウイング車の屋根の除雪作業を行うときは、安全な昇降設備を設け、屋根からの転落防止措置を講じていますか		

1. 「点検結果」欄には良好なもの○、改善が必要なもの×、該当なしーを記入すること。
2. 点検結果欄に×印のついている事項については早急に対策等を講じて下さい。